

足立区投票における諸課題解決に 向けた基本方針

令和5年2月

足立区選挙管理委員会

目次

はじめに	1
I 現状及び背景	2
1 23区における投票率の順位	2
2 年代別投票率	2
3 有権者数と投票区	3
4 投票所までのアクセス	5
5 期日前投票について	6
6 投票所・期日前投票所設置及び運営にかかる影響	9
7 投票率と各種要素の相関	11
8 政治への関心の重要性	12
9 投票率向上に向けた長期的事業	13
II 解決すべき諸課題	14
III 諸課題解決に向けた基本的な考え	15
1 基本的な考えの項目	15
2 ブロック構想	16
3 当日投票所・投票区に関すること	17
4 期日前投票所に関すること	18
5 主権者教育に関すること	20
6 投票率の検証方法に関すること	21
IV 令和4年参議院議員選挙での取り組み	22
1 先行実施した項目	22
2 取り組みの成果	23

はじめに

昭和25年の足立区の有権者数は約12.5万人でしたが、平成2年には約47万人、令和4年現在は57万人と一貫して増加しています。また、エリアデザインや再開発などにより、現在進行形でまちの様子はめまぐるしく変化しつつあります。

このような状況の中、足立区選挙管理委員会（以下、「区選管」といいます。）では、有権者の皆様が有する基本的な権利である選挙権を最大限行使していただくため、投票所や期日前投票所の増設・変更など、投票環境の整備に取り組んできました。しかしながら、実現すべき投票環境をあらかじめ定めていなかったこともあり、様々な課題が看過されてきたことは否めません。

また、選挙への参加度合いの尺度となる足立区の投票率は、昨今国政選挙でも50%を下回ることが多く、特別区の中でも下位と大変厳しい状況が続いています。

このため、区選管では選挙時の「投票へ行こう」の呼びかけを中心に、様々な啓発活動を行っていますが、残念ながら低投票率の解消にはつながっていません。根本的な低投票率の解消に向けては、地域や学校、家庭、区選管それぞれが有権者へ働きかけていく必要があります。

当方針は、投票環境の見直しを図る基準などを定めるとともに、投票率向上に向けたそれぞれの主体の役割を明確にし、投票環境の改善や投票率向上に向けた諸課題解決のための指針として活用してまいります。

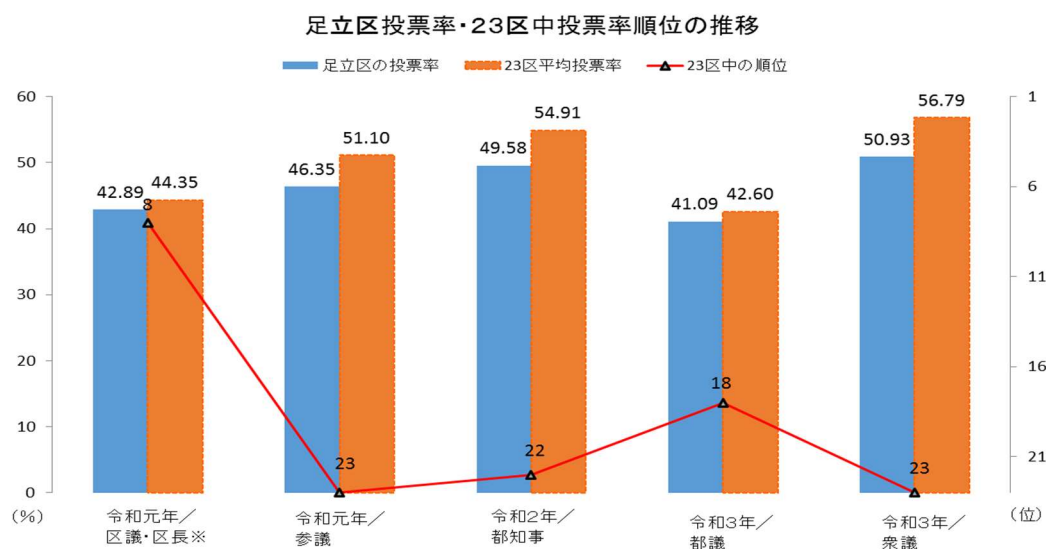
令和5年2月

足立区選挙管理委員会

I 現状及び背景

1 23区における投票率の順位

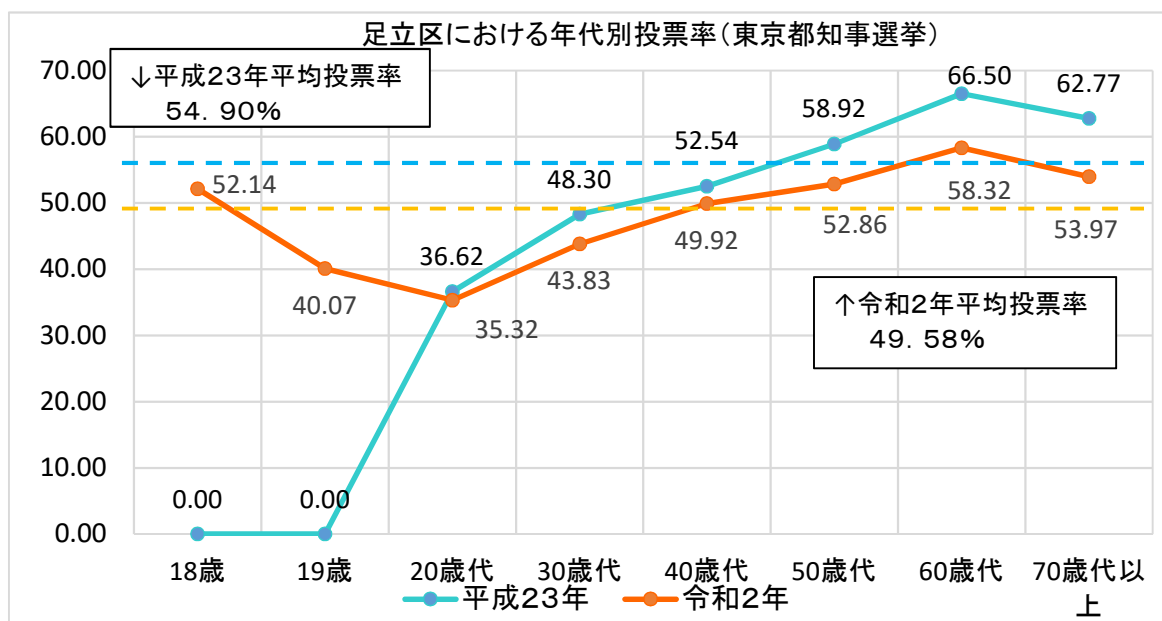
23区における足立区の投票率は、国政選挙及び東京都知事選挙は22位から23位に、東京都議会議員選挙や足立区議会議員選挙、足立区長選挙は中位から下位に位置しています。



※ 令和元年度の順位は、統一地方選挙の日程及び近辺の日程において、区議・区長同時選挙を行った区13区中の順位

2 年代別投票率

足立区の年代別投票率をみると、年齢が上がるにつれて投票率が高くなっています。初めて年代別投票率を算出した平成23年からこの傾向は概ね変わりません。



※ 平成23年は選挙権年齢引き下げ前のため、18歳・19歳のデータが存在しない。

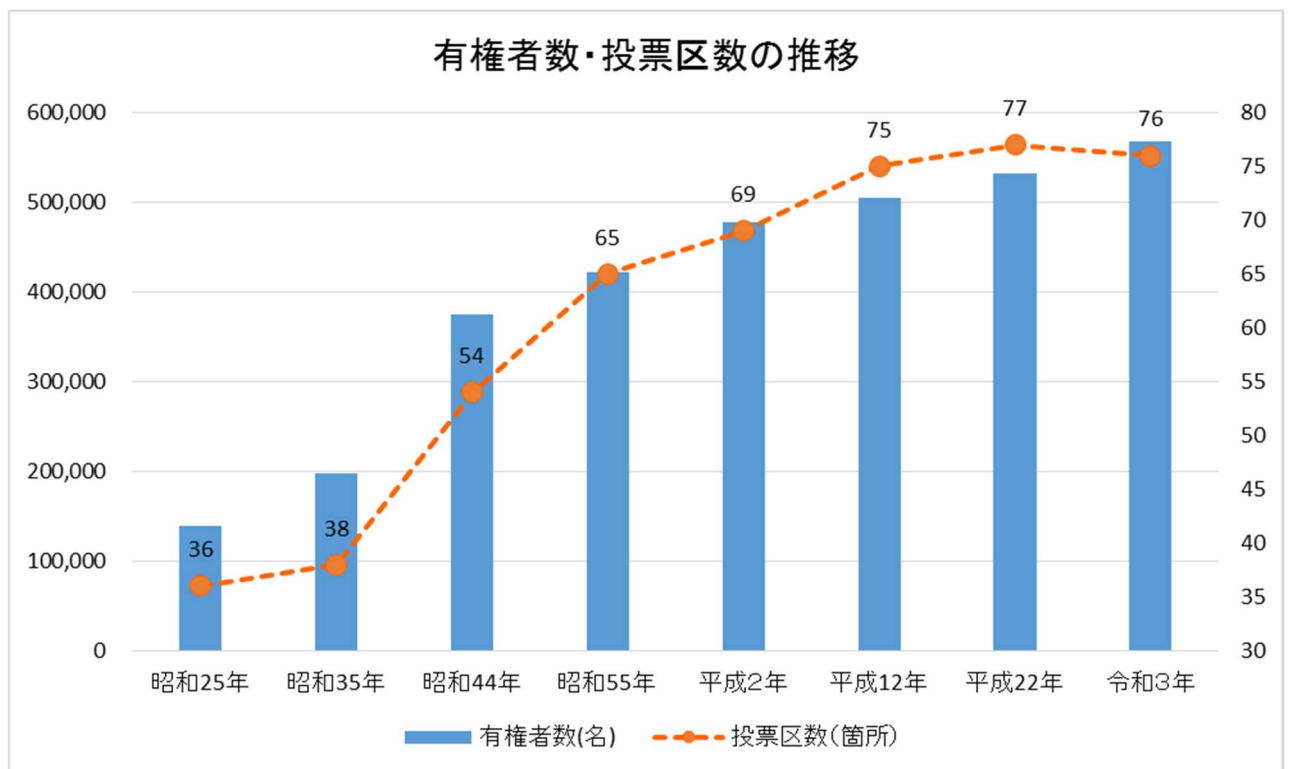
3 有権者数と投票区

1 投票区の有権者数が多くなると、混雑による待ち時間の発生や投票所内の人の流れの混乱により接触などの事故のリスクが高まります。

そのため昭和55年に東京都選挙管理委員会は混雑の懸念から、1 投票区の有権者数は8,000人を目安とするよう示しました（以降、国、都からの通知は出ていません）。

（1）有権者数と投票区数の推移

足立区の有権者数は一貫して増加傾向にあります。それに併せて投票区を増設しており、昭和25年に比べ現在は2倍以上となっていますが、平成12年以降の増設は1 箇所から2 箇所にとどまっています。

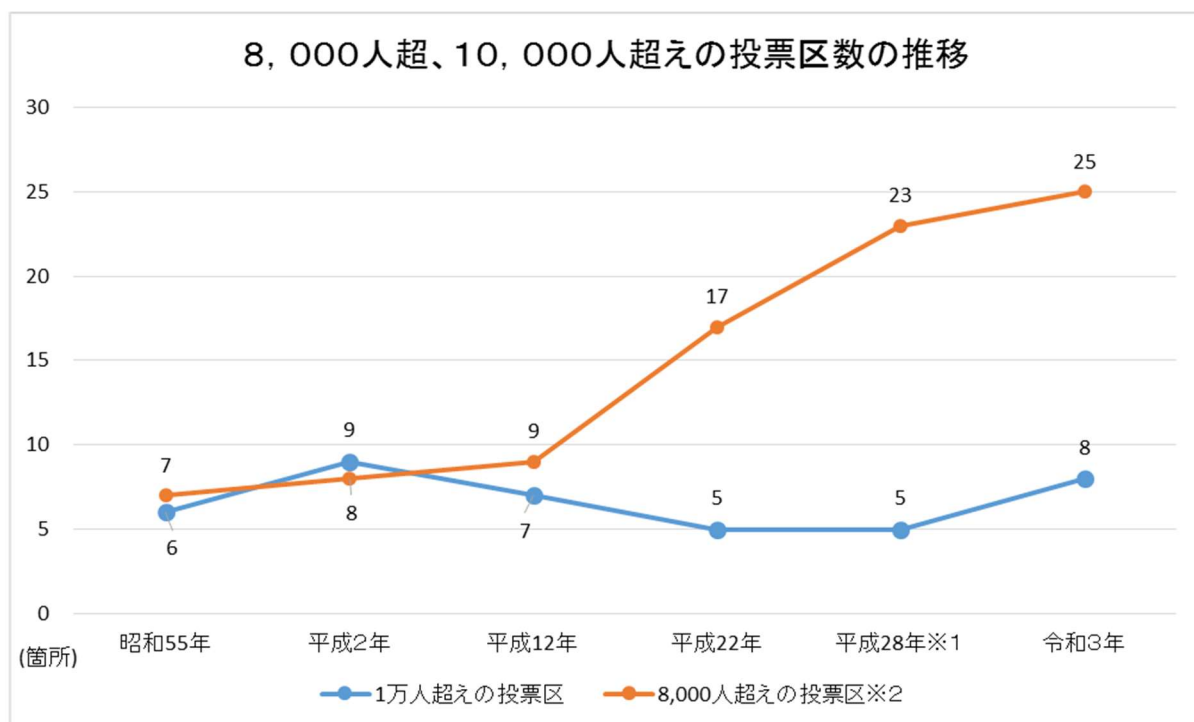


※1 該当年に行われた選挙の当日有権者数

※2 投票区数は、令和4年に1 箇所増設し、計 77 投票区となっている

(2) 有権者数が過大規模の投票区数の推移

令和3年10月現在、有権者数が1万人を超える区内の投票区は8投票区、8,000人を超える投票区は25投票区あります。ここ40年で1万人を超える投票区の数は一から3投票区増減を繰り返していましたが、選挙権年齢が引き下げられた平成28年以降は増加傾向にあります。



※1 平成28年の選挙から選挙権年齢が引き下げられ、大幅に有権者が増加した

※2 8,000人を超える投票区数は、1万人を超える投票区を除く

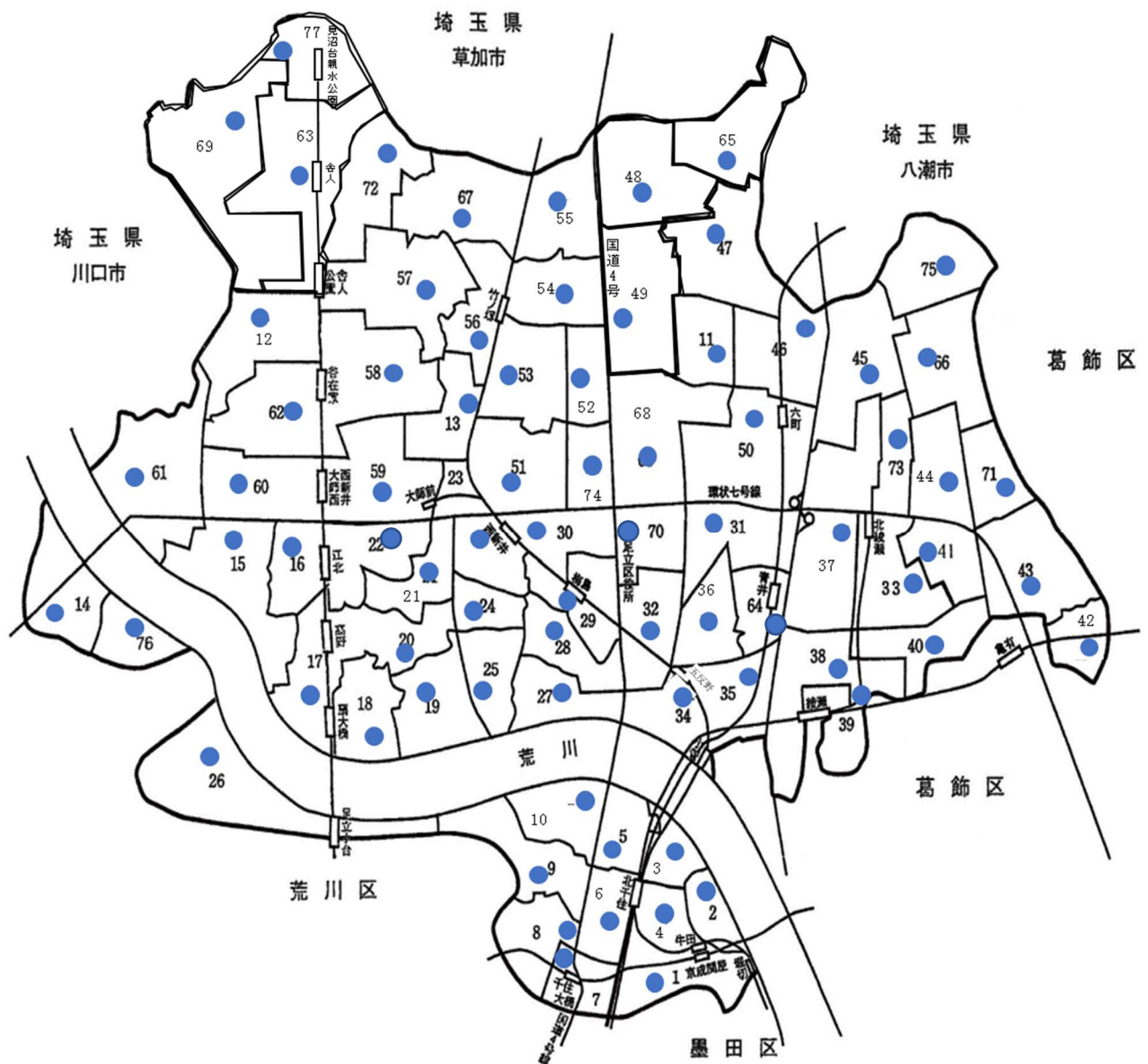
※3 令和4年に2つの地域で投票区の見直しを行い、8,000人を超える投票区数は24投票区、1万人を超える投票区数は7投票区となっている

4 投票所までのアクセス

投票所までのアクセス困難は、投票行動の阻害要因となり得ます。特に身体の不自由な有権者にとっては、投票に行くか否かを判断する重大な要素です。現状では、「投票所が投票区の中心にない」「投票区の面積が広い」等の理由でアクセスの困難が生じている投票区が存在します。

具体的には、「投票所が中心にない」投票区が9箇所、「面積が広い」投票区が9箇所あり、うち2箇所は両方の特性を併せ持っています。

【投票区・投票所の位置概略図】

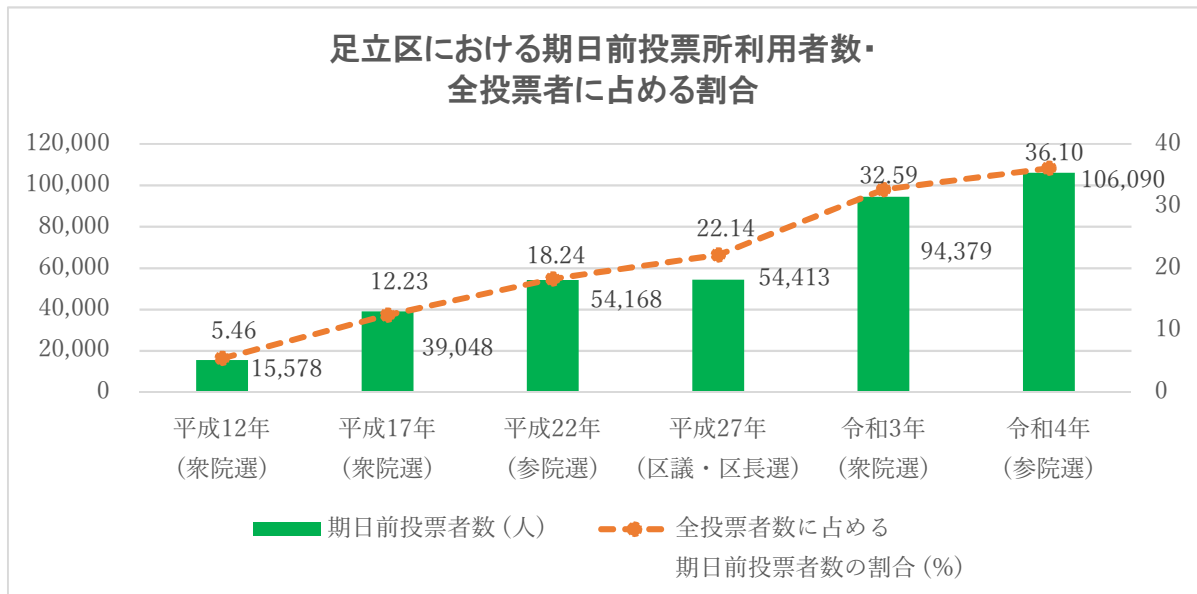


※ 令和4年7月現在（77箇所へ増設後の図）

5 期日前投票について

(1) 期日前投票ニーズの高まり

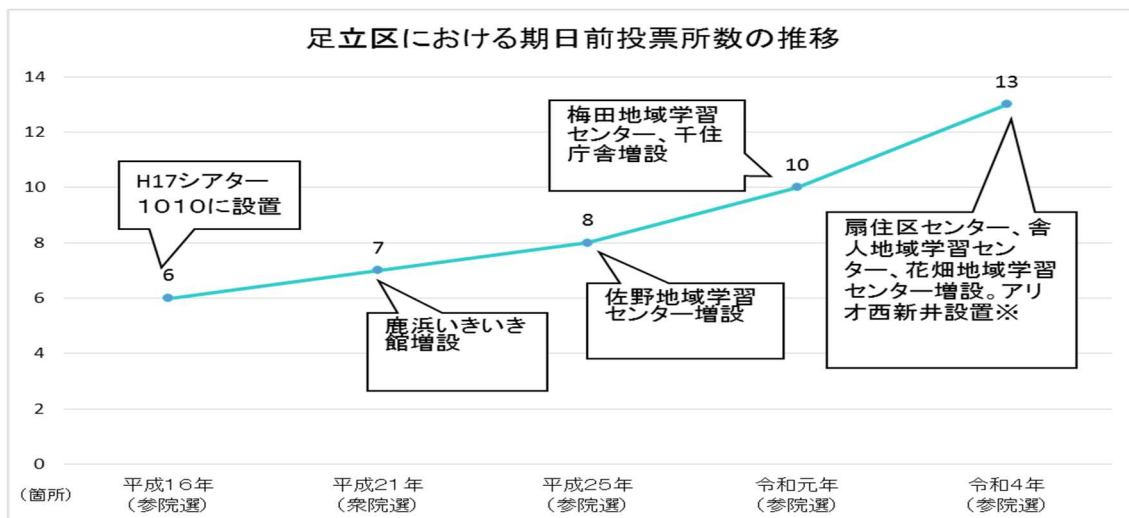
平成15年の公職選挙法の改正により導入された期日前投票の利用者数は、年々増加傾向にあります。制度が始まった当初は全投票者数の1割程度の利用でしたが、現在は3割以上となっています。期日前投票へのニーズの高まりにより、利便性の高い期日前投票所の設置が強く求められています。



※ 平成12年は期日前投票の前制度である「不在者投票」の投票者数(他の市区町村や病院や施設で行ったもの及び、郵便等投票を除く)

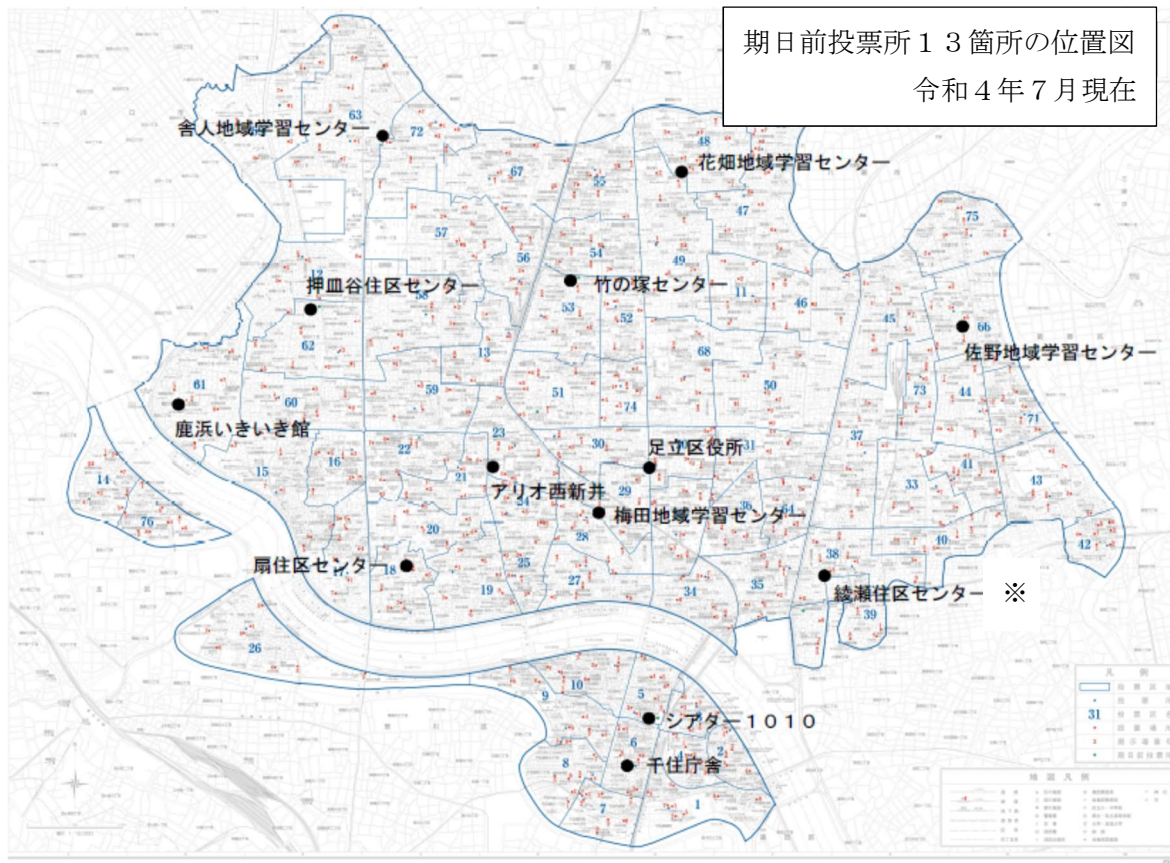
(2) 期日前投票所整備状況

制度開始当初の6箇所から、平成25年に8箇所、令和元年に10箇所と増設を重ね、令和4年は13箇所の期日前投票所を設置しました。特に、アリオ西新井は、区内で初となる商業施設への設置となりました。



※ 平成16年のシアター1010は、平成17年千住庁舎からシアター1010へ移設

※ 令和4年のアリオ西新井は、ギャラクシティから移設



※綾瀬住区センターは、勤労福祉会館改修工事に伴う代替期日前投票所

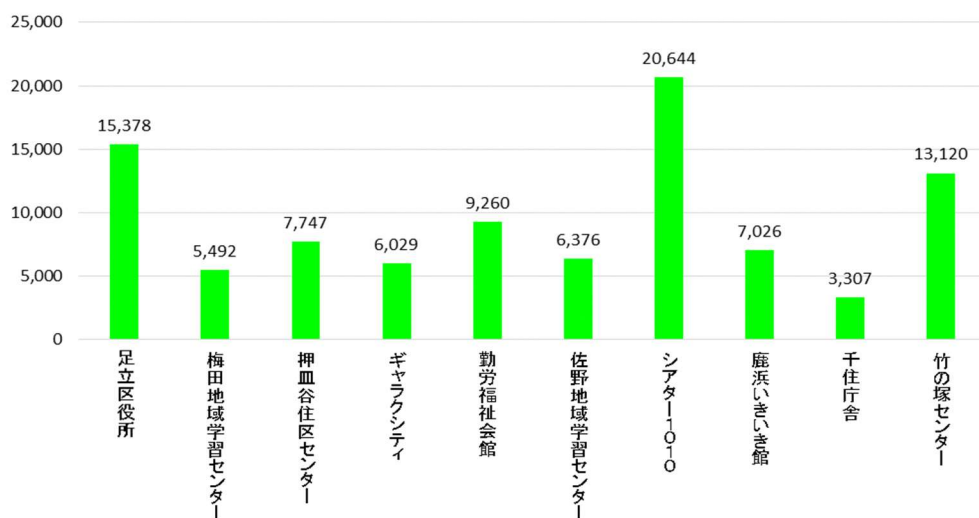
(3) 施設別期日前投票所利用者数

ア 足立区における施設別利用者数

施設別の利用者数をみると、1 番多いのは「シアター1010」、2 番目は「足立区役所」です。

買い物や届け出など多目的である施設や、通常時の利用者が多いと推測される施設の期日前投票所は、期日前投票者数が多いことが伺えます。

施設別期日前投票所利用者数



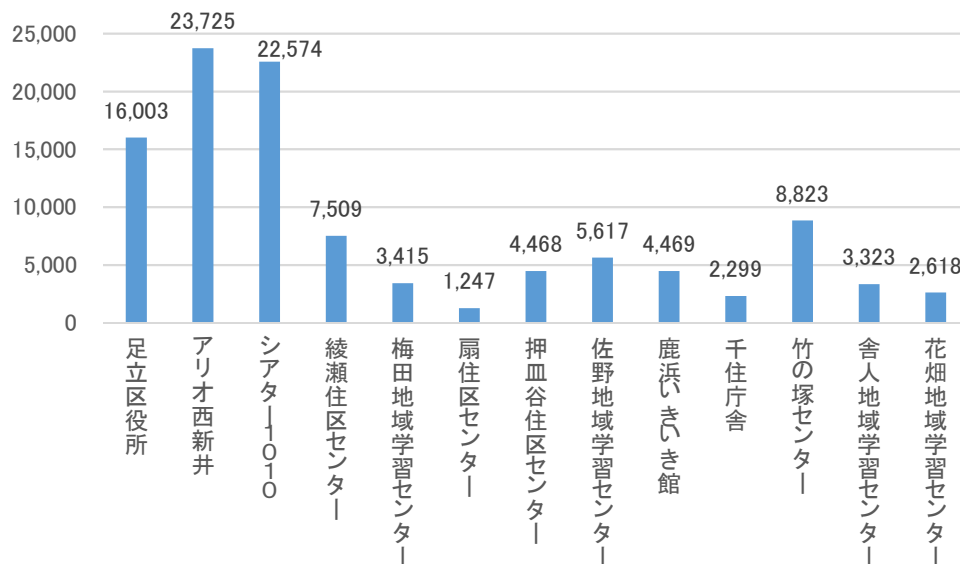
※1 令和 3 年 10 月 31 日衆議院議員選挙の利用者数(各施設 11 日間実施)

※2 令和 4 年 7 月 10 日参議院議員選挙の利用者数は、次ページを参照

イ 商圏の広い商業施設における期日前投票所

ショッピングモールや百貨店など、商圏の広い商業施設の期日前投票所は、利用者が多い傾向にあります。費用対効果の面からも、商業施設における期日前投票所の設置は特に有益であり、区でも令和4年7月執行の参議院議員選挙で初めてアリオ西新井に設置しました。13箇所中、投票者数が最も多くなりました。

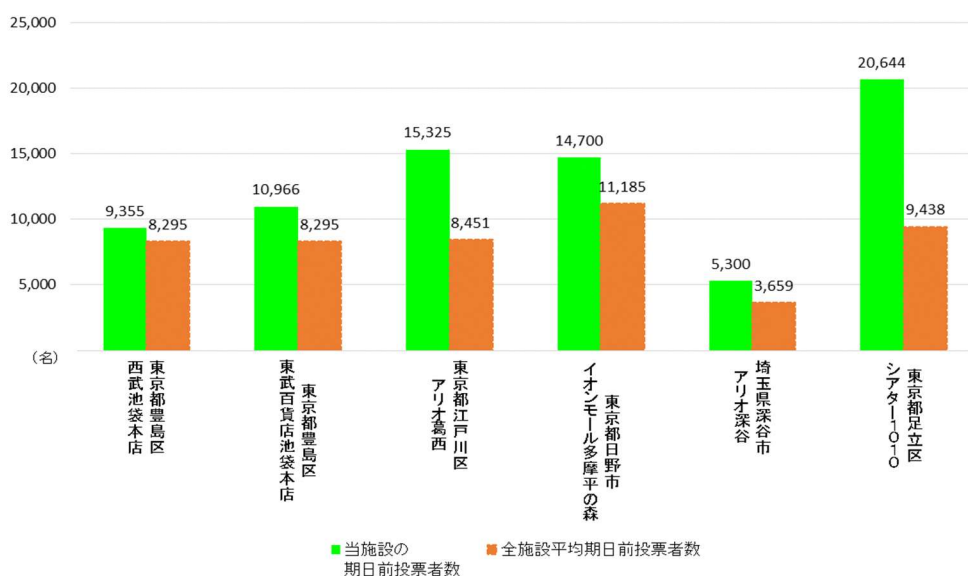
施設別期日前投票所利用者数



- ※1 区役所、アリオ西新井、シアター1010は17日間、他施設は8日間開設
- ※2 扇住区センター、舎人・花畑センターの3箇所は令和4年新設
- ※3 アリオ西新井はギャラクシティから、綾瀬住区センターは勤労福祉会館から移転

【参考】都内近郊のショッピングモールや百貨店の期日前投票者数

都内近郊のショッピングモールや百貨店の
期日前投票者数



※ 令和3年10月31日衆議院議員選挙の利用者数

選挙管理委員会は、有権者皆様の投票機会の確保の観点から投票所の増設や、期日前投票所の充実など投票環境の向上に努めなければなりません。しかし、それらには町会・自治会に推薦を依頼している投票管理者及び同立会人、従事職員等の「人材」、投票所を設置する「場所」、そして運営する「経費」が必要となります。投票環境の向上を図りつつも、費用対効果を考慮する必要があります。

(1) 人材

選挙によって異なりますが、当日投票所では約700名、期日前投票所には1日あたり足立区役所全職員のおおよそ3%にあたる、約100名の職員を動員しています。また、町会・自治会に推薦を依頼している投票管理者や同立会人についても当日投票では約200名、期日前投票では1日あたり約40名にご協力をいただいています。過剰な増設は、区政運営への影響ばかりか地元の方々への負担につながる恐れもあります。

(2) 場所

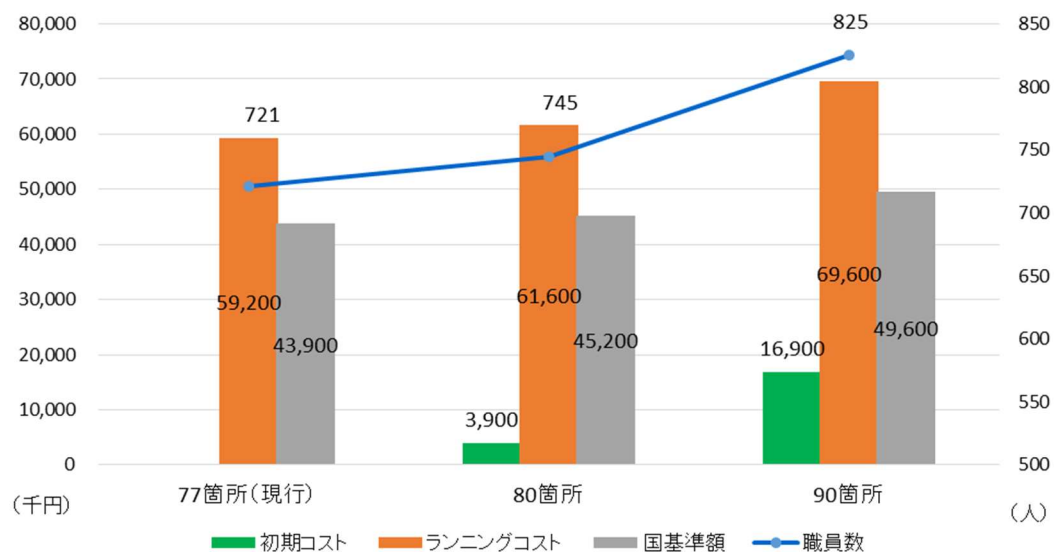
当日投票所については学校を中心とした区有施設を、期日前投票所については地域学習センターや住区センター、民間の施設など様々な施設を使用しています。いずれにせよ、通常の利用を制限せざるを得ないため、占用は最小限にする必要があります。

(3) 経費

投票所・期日前投票所の運営には投票用紙記載台や投票箱、投票用紙交付機購入などの「初期コスト」、投票管理者・同立会人の報酬や従事職員の人件費、機器のメンテナンス費用などの「ランニングコスト」を要します。

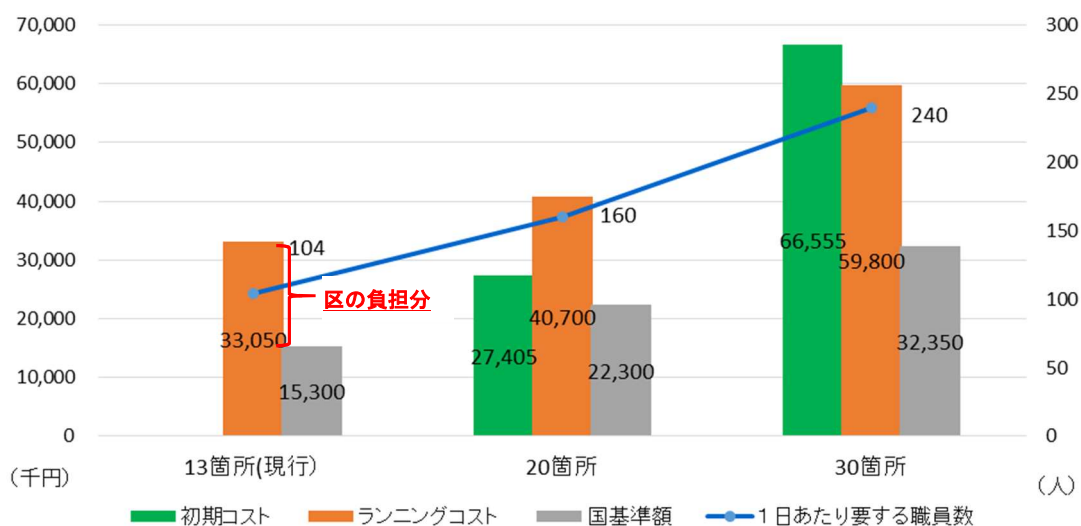
国政・都政選挙の場合は委託金が交付されますが、国が定める基準額と実際かかる経費に乖離があるため、区の負担が発生しています。また区政選挙は全て区の財源で対応することとなるため、経費を出来る限り圧縮することが求められます。

当日投票所を増設した場合の執行経費と従事者数(概算)



期日前投票所を増設した場合の執行経費と従事者数(概算)

※ 7日間の開設を想定



※ 初期コストとは、投票用紙交付機や投票用紙記載台、投票箱の購入経費等。初期コストの一部は国基準の対象となる場合がある

※ ランニングコストとは、投票管理者・同立会人の報酬や、従事職員の超過勤務手当、機器のメンテナンス費用等

※ 各コスト及び職員数、国の基準額は、過去の実績や直近の選挙を参考とした概算

7 投票率と各種要素の相関

投票率に影響を及ぼす要素を見出すため、23区間や足立区内の投票区間において、「大卒者の割合」「投票区の面積」「期日前投票所の数」などの要素と投票率の相関を分析しました。

【分析方法】

相関係数及び決定係数を用いて回帰分析を行った。

- ① 相関係数・・・ある事象間（例えば『投票率』と『投票区面積』）の関係性の強弱を表す指標。 $-1 \leq 0 \leq 1$ の間の数値で示され、絶対値の1に近くなるほど関係性が強くなる。
- ② 決定係数・・・分析結果の信頼度を示す数値。 $0 \leq 1$ の間の数値で示され、1に近くなるほど、信頼度が強くなる。

（1）23区間

最も強い相関があるのは大卒者の割合、次いで図書貸出数です。一方、期日前投票所数や当日投票所数等は比較的弱い相関となっています。

【23区間投票率と各要素の相関（相関の強さ順）】

項目	相関係数	決定係数
大卒者の割合	0.8579	0.7359
一人当たり図書貸出数	0.7634	0.5828
生活保護保護率（％）	-0.7075	0.5005
有権者1万人当たり期日前投票所数	0.3885	0.1509
1期日前投票所当たりの面積（km ² ）	-0.3744	0.1402
有権者1万人当たり当日投票所数	0.3161	0.0999
1当日投票所当たりの面積（km ² ）	-0.2643	0.0699

※ 投票率は令和2年の東京都知事選挙、大卒者の割合は2010年国勢調査、その他の数値は直近の特別区の統計や東京都選挙管理委員会公表資料の数値を用いて算出した。

ただし、東京都知事選挙の際同時に東京都議会議員選挙の補欠選挙を執行した大田区及び北区、直近に区長選挙を行った目黒区及び港区は分析の対象外とした。

(2) 足立区内投票区間

23区間と同様大卒者の割合と強い相関があり、投票区の面積や投票所までの距離等は強い相関関係があるとまでは言えません。

【足立区内投票区間の投票率と各要素の相関（相関の強さ順）】

項目	相関係数	決定係数
大卒者の割合	0.8994	0.8089
投票区面積	-0.5797	0.3360
投票所までの距離	-0.5186	0.2689
高齢化率（65歳以上）	-0.3786	0.1433

※ 投票率は令和2年の東京都知事選挙、大卒者の割合は2010年国勢調査、その他の数値は直近の特別区の統計や東京都選挙管理委員会公表資料の数値を用いて算出した。

8 政治への関心の重要性

「7 投票率と各種要素の相関」で示した通り、投票率と大卒者の割合は強い相関があります。

また、平成22年に（財）明るい選挙推進協会が行った「若い有権者の意識調査」によると、「国や地方の政治にどの程度関心がありますか」という設問に対し、「非常にある、ある程度ある」と答えた割合が最も高いのは大学・大学院卒という結果となっています。

これらの結果を合わせ見ると、「投票率と大卒者の割合に強い相関があるのは、大卒者の政治への関心が高いため」という推論を立てることができ、「政治への関心」が投票行動に強く影響を及ぼすことが伺えます。

【平成22年（財）明るい選挙推進協会発行「若い有権者の意識調査（第3回）調査結果概要」より】

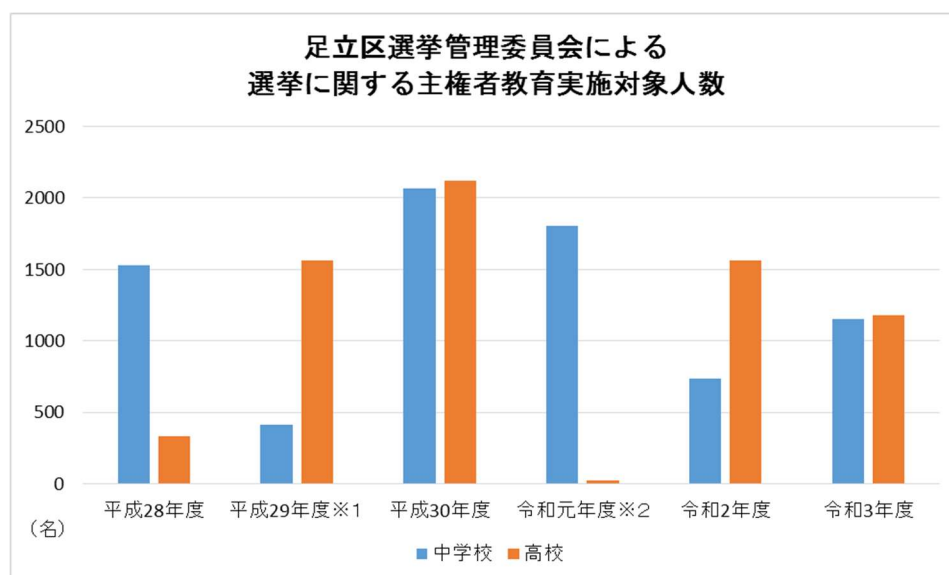
表3-4 若者調査・Q4 国や地方の政治にどの程度関心がありますか(%)					
年齢	学歴	非常に＋ある程度ある	あまり＋全然ない	わからない	実数
16～19	中学・高校	51.1	43.9	5.0	378
	高専・短大等	47.6	40.5	11.9	42
	大学・大学院	53.0	47.0	0.0	66
	全体	51.0	44.0	4.9	486
20～24	中学・高校	46.4	50.3	3.3	183
	高専・短大等	56.1	38.3	5.6	196
	大学・大学院	63.5	35.6	0.9	334
	全体	57.1	40.1	2.8	713
25～29	中学・高校	54.5	42.3	3.3	246
	高専・短大等	53.5	41.5	5.0	258
	大学・大学院	72.5	26.3	1.2	335
	全体	61.4	35.6	3.0	839
全体	中学・高校	51.1	44.9	4.1	807
	高専・短大等	54.0	40.1	5.8	496
	大学・大学院	66.7	32.4	1.0	735
	全体	57.4	39.2	3.4	2,038

足立区選挙管理委員会では、有権者になる前に政治・選挙の重要性や意義を捉えてもらう目的で、中学校では生徒会役員選挙の際に選挙機材の貸し出し及び前段の講話を、高校では模擬選挙等の主権者教育を行っています。

特に平成29年度からは当事業を最重要啓発事業と位置づけ、中学校・高校への積極的アプローチを行い、実施校・実施人数の拡大を図っています。

当事業は、ほぼ全てが有権者になる前の生徒であるため、すぐに投票率向上に寄与するものではありませんが、長期的な事業と捉え実施しています。

また、高校生に対する実施後のアンケートでは、約67%の生徒が「18歳になったら選挙に行く」と回答しています。実際の18歳投票率が概ね30%代半ばから40%代後半であることから、当事業により投票行動へのモチベーションを高められることが伺えます。



※1 平成29年度の中学校について、急遽10月22日に衆院選が執行されることとなり、講話を行うことができなかった。

※2 令和元年度の高校について、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言下であったため、ほとんどが取りやめとなった。

Ⅱ 解決すべき諸課題

「Ⅰ 現状及び背景」を踏まえ、投票環境の改善及び投票率向上に向けて、以下の課題を解決していく必要があります。

【課題 1】 有権者数が過大規模である投票区を解消し、混雑緩和を図る。

昭和55年東京都選挙管理委員会は、混雑の懸念から1投票区の有権者数の目安を8,000人とする通知を出しています。以後、入場整理券へのバーコード導入等、投票所の受付環境も改善されていますが、1投票区の規模に関する国・都の新たな通知はありません。このため、他区の状態等も踏まえて投票区の標準的な規模を定め、適正規模化による混雑緩和を図る必要があります。

【課題 2】 投票所や期日前投票所までのアクセスの改善に努める。

18歳以上への有権者の拡大とともに、その数は増加しています。また平均寿命は延びていますが、70歳以上の投票率が下がる傾向にあります。このため、投票所内のバリアフリー化のみならず、会場までのアクセスや会場内の動線などにも配慮するように努める必要があります。

【課題 3】 多くの選挙人にとって、利便性の高い施設に期日前投票所を設ける。

期日前投票所の利用者数は増加傾向にあり、投票者数に占める割合も増えています。この傾向は当面続くと思われるため、より利便性の高い施設への期日前投票所の設置を検討する必要があります。

【課題 4】 主権者教育を充実させ、将来的な投票率向上を図る。

当区の投票率は、23区の中でも低位にあります。投票率の抜本的改善のためには、子どもたちが社会に参加し、自ら考え、自ら判断し、参政権を行使する主権者として育てることが求められます。

主権者教育は、単に学校や行政だけ取り組むのではなく、地域や企業、家庭等とも連携して取り組む必要があります。

【課題 5】 投票環境の改善を行う際は、経費や人的資源等についても考慮する。

投票環境の改善に向けた各種施策の展開には、「人」「物」「金」など、様々な地域資源や行政資源等の追加投入が不可欠となります。しかし、国政、都政選挙では、国・都の委託金が支給されるものの、区の超過負担が生じており、各種資源にも限界があります。

このため、各施策の展開にあたって、民間や大学等との連携も含めた様々な工夫を行い、各種地域資源や行政資源の効率的・効果的活用を図る必要があります。

Ⅲ 諸課題解決に向けた基本的な考え

1 基本的な考えの項目

Ⅱで挙げた諸課題解決に向け、様々な実績数値とその分析を踏まえ、以下の項目ごとに今後の対応策の方向性を示します。なお、本「基本的方針」は、まちづくりの進展や、情報インフラの整備やセキュリティ対策の向上などに伴い、適宜見直しを図っていきます。

【項目】

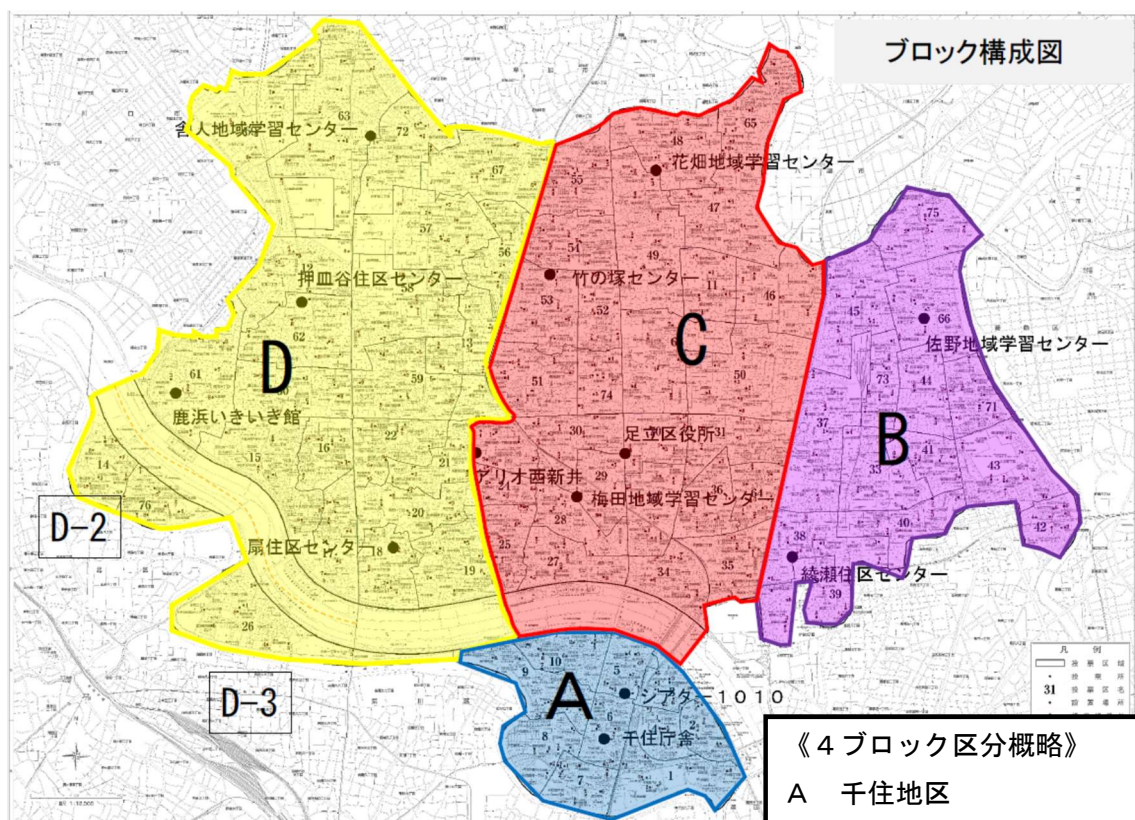
- 当日投票所・投票区に関すること
- 期日前投票所に関すること
- 主権者教育に関すること
- 各対策の検証方法に関すること

《参考》「解決すべき諸課題」と「諸課題解決に向けた基本的な考え」の主な方向性

Ⅱ 解決すべき諸課題		Ⅲ 諸課題解決に向けた基本的な方向性
課題 1	有権者数が過大規模である投票区を解消し、混雑緩和を図る	区内をブロックに分けて考える →「 <u>2 ブロック構想</u> 」
課題 2	投票所や期日前投票所までのアクセスの改善に努める	1 投票区の有権者数を 8,000 人程度とし、10,000 人以上または、5,000 人未満となったら投票区の見直しを検討する →「 <u>3 当日投票所・投票区に関すること</u> 」
課題 3	多くの選挙人にとって、利便性の高い施設に期日前投票所を設ける	期日前投票所を「広域配置型」と「地域配置型」に分類する（P18 参照）。 広域配置型は 3 箇所、地域配置型はブロックの広さ等に応じて 10 箇所配置する。なお、期日前投票所は、まちの成長・成熟に応じて移転、新設・統合を図る →「 <u>4 期日前投票所に関すること</u> 」
課題 4	主権者教育を充実させ、将来的な投票率向上を図る	主権者教育を、家庭、地域、学校、区で相互に協力して実施する →「 <u>5 主権者教育に関すること</u> 」
課題 5	投票環境の改善を行う際は、経費や人的資源等についても考慮する	検証にあたっては中期的数値の変化も踏まえて行う →「 <u>6 対策の検証方法に関すること</u> 」

2 ブロック構想

地勢や生活圈等を考慮し、投票区や期日前投票所などの投票環境を考える際に区内を4ブロックに分け検討します。



3 当日投票所・投票区に関すること

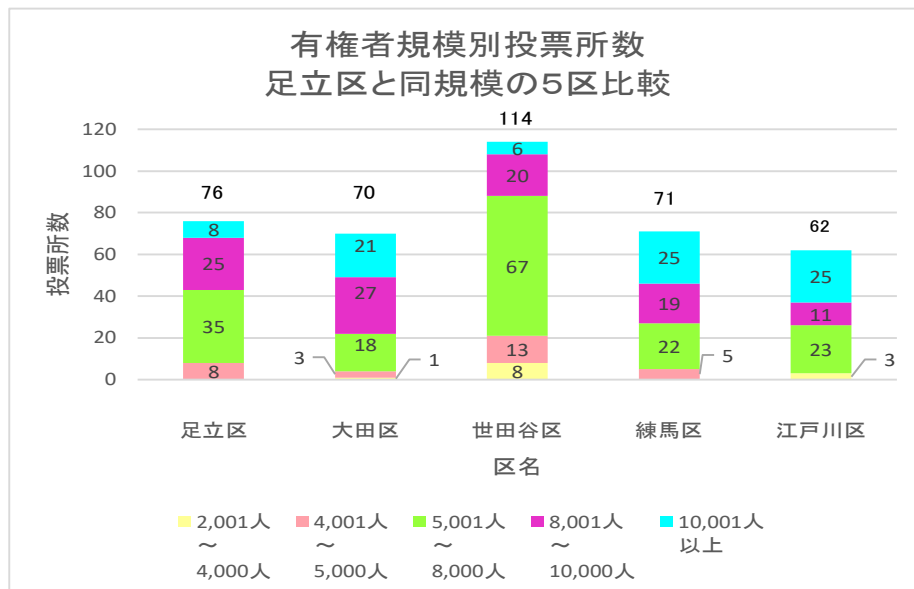
以下の指針に基づき当日投票所や投票区を適宜見直していきます。

なお、１０年ごと（衆議院の選挙区見直し年）に必ず区内全投票区について、見直しの可否を検討します。

【投票区設定指針】

- （１）１投票区の規模は、選挙人登録数 8,000 人程度を標準とします。
- （２）登録数が 10,000 人以上となった場合は、分割または区域変更を検討します。また、登録数が 5,000 人未満となった場合は、合区または区域変更を検討します。なお、検討にあたっては、投票所までのアクセス等地域の状況を考慮します。
- （３）衆議院議員選挙（小選挙区）の 13 区と 29 区の地域は分離して投票区を設定します《必須項目》。
- （４）生活圈等を考慮して、原則として投票区はブロックを跨がないものとします。
- （５）原則として町丁目単位で区分します。これによりがたい場合は、小中学校の学区域や町会・自治会のエリアも考慮します。
- （６）当日投票所が、投票区の中心にできるだけ近くなるように努めます。
- （７）ブロック内の住宅等の開発予定（有権者数の増）などのまちづくりの進展についても考慮します。
- （８）各投票区の変更等は、短期間で繰り返さないように努めます。

《参考》有権者数が足立区と同規模の 5 区と大規模投票区の数と比較



4 期日前投票所に関すること

以下の指針に基づき期日前投票所を適宜見直していきます。

【期日前投票所整備指針】

- (1) 期日前投票所の設置場所と開設期間を併せて検討していきます。
- (2) 期日前投票所のタイプを「広域配置型」「地域配置型」の2種類に分類します。
- (3) 広域配置型(啓発効果が高い場所。新たな投票行動につながる場所)
 - ア 広域的利用を図るため、商業施設、駅や交通結節点等の近隣に設置します。
 - イ 衆議院議員選挙時は、13区・29区ともに取り扱います(一定の広さが必要)。
 - ウ 設置場所・受付期間
 - ・ 足立区役所、シアター1010、アリオ西新井に設置します。
 - ・ 原則全期間を受付期間とします。
- ※ アリオ西新井について、施設の空き状況によって期間が短縮となる場合があります。
- (4) 地域配置型(地域住民の利便性の向上。高齢化等に伴う投票率低下防止)
 - ア 区内を4ブロックに分割し、広域配置型の場所も考慮しつつ設置します。

ブロック	地域型設置個所	備考(広域型)
A 千住地区	千住	シアター 1010
B 東部地区	佐野、綾瀬	
C 中部地区	花畑、竹の塚、梅田	アリオ西新井、区役所
D 西部地区	舎人、谷在家、鹿浜、扇	

- イ 各地区に1から4箇所、合計10箇所設置
 - ① 設置場所は、交通動線、近隣地区の設置場所等を考慮します。(民間施設も可)。
 - ② 開設日数や開設時間の短縮も可能とします。
 - ③ 衆議院議員選挙時は、それぞれの選挙区分のみ取り扱います。ただし13区と29区の区域の境界域に当たる場合(竹の塚センター)は、両選挙区を扱います。

(5) 期日前投票所の設置場所の変更等

広域配置型、地域配置型ともに、まちの変化・成熟に伴い、より利用されやすい場所へ移転、新設・統合を図るものとします。

5 主権者教育に関すること

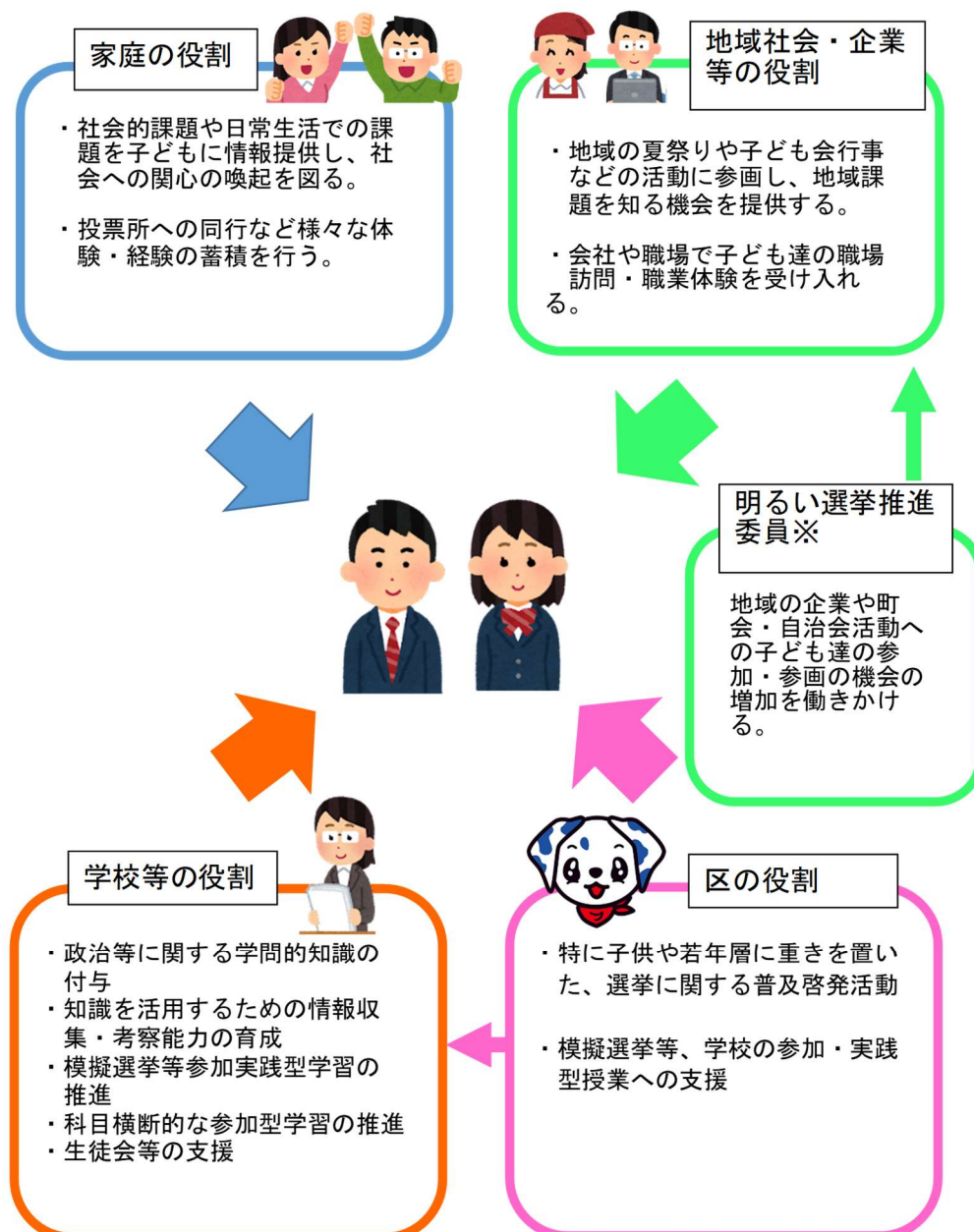
主権者教育とは、社会に参加し、自ら考え、自ら判断し、参政権を行使できる主権者を育てることです。

これは、学校の授業で教わる三権分立や直接請求、国会議員選挙等の学問的知識だけで身につくものではありません。

社会的事象や政治的課題などに関心を寄せる意識の醸成、様々な人との話し合いや、各種事業への参画などの経験・体験の蓄積、情報の収集・整理・活用などの技能の習得などが必要です。

このため、主権者教育は、学校や行政だけでなく、家庭、職場、地域などと相互に協力して行っていく必要があります。

【実施主体別役割図】



※ 都及び区から委嘱を受け、足立区内の各地域で選挙に関する啓発等を行っている。

投票率は、選挙の種類、争点の有無、報道の状況等により数値が左右されることが多くなっています。このため、単純な前回選挙との高低だけでなく、1投票区の投票率と区全体の投票率との差及びその推移や、23区平均投票率との差とその推移など、中期的数値の変化も踏まえて評価する必要があります。

また、投票の棄権理由や投票環境へのニーズ等を捉えるため、アンケート調査を行っていく必要があります。内容については、「定点観測的調査」「世代追跡型調査」など、調査項目や手法などの検討が必要です。

Ⅳ 令和４年参議院議員選挙での取り組み

１ 先行実施した項目

本計画の策定にあたり、次の３項目は前倒して令和４年参議院議員選挙から実施しました。

（１）当日投票区の見直し

一投票区の有権者数が最も多い舎人地区で、過大規模の解消と混雑緩和を図るため、投票区の増設と区域変更を行いました。

また、投票率の低い保木間・花畑地区で、より投票所に近くなる有権者を増やすための区域変更を行いました。

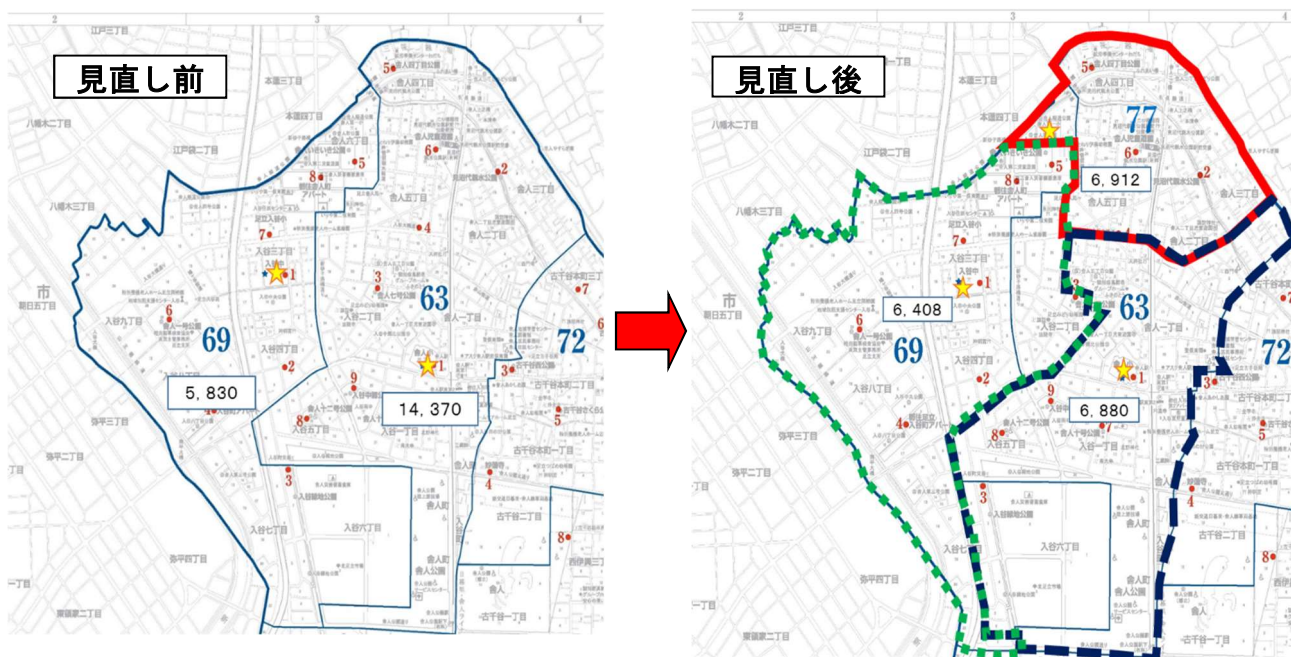
（２）期日前投票所の増設

期日前投票所利用者の増加に伴う混雑緩和や利便性の向上を図るため、期日前投票所を３箇所増設しました（舎人地域学習センター、花畑地域学習センター、扇住区センター）。

（３）大型商業施設等への期日前投票所の設置

期日前投票所利用者の増加に伴い、利便性の向上とファミリー層の利用拡大を図り、アリオ西新井へ設置（ギャラクシティからの移転）しました。

〈過大規模の解消の例〉 舎人地区 ２投票区を３投票区へ分割



2 取り組みの成果

適切な評価は、一定期間の経過を見て判断する必要がありますが、一次評価として次のような成果が見られました。

(1) 当日投票区の見直し（P 24 参照）

舎人地区では、投票区の分割新設により、混雑の緩和が図れました。また投票率も、前回参議院選挙に比べ、区全体の伸び率より舎人地区の伸びが少し大きく、投票率の改善傾向がみられました。

一方、保木間・花畑地区は、投票率の改善の様子はまだ見えませんでした。

(2) 期日前投票所の増設（P 8 参照）

舎人、花畑地区への増設により、竹の塚センターの混雑緩和が図れました。

扇地区の増設は、まだ利用者が少なく、今後の動向を見る必要があります。

(3) 大型商業施設等への期日前投票所の設置（P 8・P 24 参照）

アリオ西新井での利用者数は、全期日前投票所で最多となる約2.3万人で利用者増に結びつきました。また、ファミリー層の利用にも寄与したとみられます。

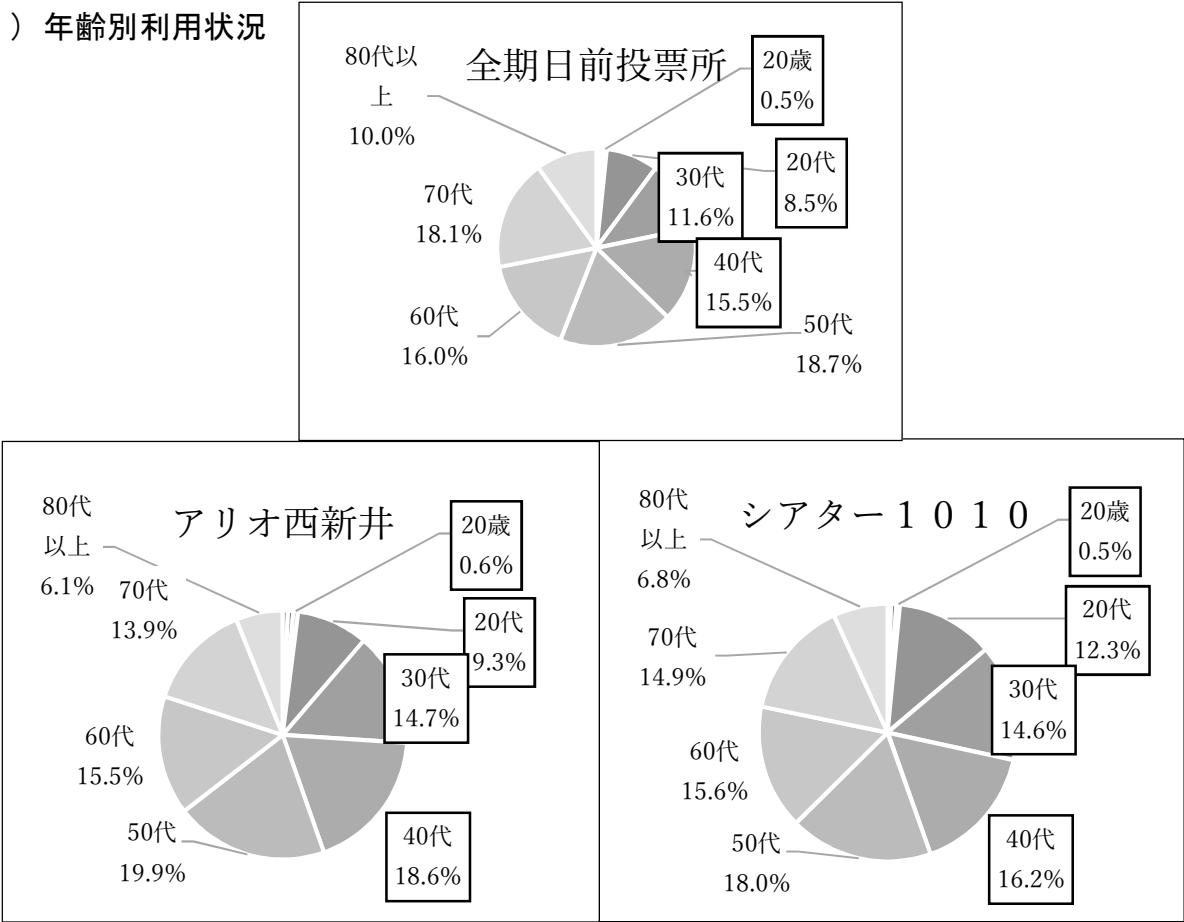
令和４年当日投票区見直し地域の投票率の推移

	令和元年 A %	令和４年 B %	ポイント差 B-A
区平均	46.37	51.80	5.43
舎人・入谷地区	42.90	49.17	6.27
保木間・花畑地区	41.37	45.67	4.30

※１ 各投票率は、東京都選出分の投票率
 ※２ 区平均投票率は、在外投票を除く数値

令和４年期日前投票所のアリオ西新井とシアター１０１０の利用状況

(１) 年齢別利用状況



(２) 世帯人数別利用状況

